就労継続支援Ｂ型　事業所名　　工賃支給規定

（目的）

1. 本規定は、事業所名　の利用者さんに対し、支給する工賃についての基準を定めるものとする。

（工賃の支払い方法）

1. 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、領収書に本人の捺印またはサイン後、事業所に提出することで確認する。ただし、本人が領収書に捺印またはサインすることが困難である場合には、代理者が捺印またはサインすることができる。

（工賃の計算期間及び支払期日）

第３条　　工賃は、毎月１回、前月２６日から支払い月２５日までの分をその月の月末に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その日の通所日に支払う。また、通所日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることがある。

（工賃の計算）

1. 工賃の計算は、障がい者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

工賃の規定をここに記載する

ただし、来所費支払いで余剰が生じた場合は、この限りではない。

（施設外就労）

第４条　　施設外就労先で得た収益は施設外就労をした利用者のみ支払う。

（その他）

第５条 　　この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、法人と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

 １　この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

２　この規定は、平成３０年４月１日より　第４条（工賃の計算）の項目を変更し、施行する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印